

食形態一覧表

副食形態			対象となる方
出来上がりそのままの状態	一口刻み (1cm×1.5cm大程度)	刻み (一口刻みの半分程度)	
常食 (常菜食) 常菜 	常食 一口刻み 		<p>咀嚼・嚥下機能に特に問題のない方を対象としたお食事です。力を加えず箸で崩せる場合の料理は、「一口刻み」でも、出来上がりそのままの状態を提供させて頂いております。また麺類は通常「一口刻み」までそのまま提供していますが、「麺類は刻む」も対応可能です。(麺の日は配膳車と一緒に割り箸とスプーンを配膳していますので、適宜ご利用下さい。)</p>
軟菜食 軟菜 	軟菜食 一口刻み 	軟菜食 刻み 	
5・7分菜食 5・7分菜 	5・7分菜食 一口刻み 	5・7分菜食 刻み 	<p>軟菜食よりさらに繊維質を含むもの(きのこ類、海藻類など)、刺激物、脂質の多い食品や調理法を避けたお食事です。また、消化器管術後や絶食から常食へ移行する際などに対応するお食事です。(力を加えず箸で崩せる場合の料理、麺類の対応は軟菜食に同じ)</p>
特刻み食 	嚥下食Ⅲ (ペースト食) 		<p>咀嚼・嚥下機能が困難な方・誤嚥の危険性が高い方を対象としたスプーンですくって食べることが可能なお食事です。特刻み食とは、刻みよりもさらに細かく刻んだ料理をバラつかないように増粘剤でまとめたお食事です。ペースト食とは、特刻み食をさらにミキサーにかけピューレ状にし、増粘剤でまとめたお食事です。※特別食対応可能です。(エネルギーコントロール食や塩分コントロール食等)</p>
嚥下食Ⅱ 	嚥下食Ⅰ (ゼリー食) 		